

江府町条例第2号

江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部の改正をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石祐治

江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

江府町手数料徴収条例の特例に関する条例(令和5年9月27日条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨)  第1条 この条例は、令和5年10月1日から令和7年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における江府町手数料徴収条例(平成12年江府町条例第1号。)の規定に基づき徴収する手数料の特例を定めるものとする。  附 則  (廃止)  2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。	(趣旨)  第1条 この条例は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における江府町手数料徴収条例(平成12年江府町条例第1号。)の規定に基づき徴収する手数料の特例を定めるものとする。  附 則  (廃止)  2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。